

奈良県教育委員会教育長訓令第十六号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第三条第三項及び第四項中「一週間当たり」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり」に改める。

別表中奈良県立図書情報館の項及び奈良県青少年野外活動センターの項を削り、同表奈良県立社会教育センターの項週休日の欄中「月曜日（その日が祝日法に規定する休日である場合はその翌日）及び職員ごとに四週に四回教育機関の長が定める日」を「右同」に改め、同表中奈良県立橿原公苑の項を削り、同表奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の項の週休日の欄中「月曜日（その日が祝日法に規定する休日である場合はその翌日）及び職員ごとに四週に四回教育機関の長が定める日」を「右同」に改める。